

令和5年度 第1回 北海道幹線道路協議会（幹事会）

議事次第

日 時：令和5年11月20日（月） 15時00分～16時00分

場 所：TKP札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム3C
（札幌市北区北7条西2丁目9）

1. 開会

2. 報告

新たな国土形成計画と
高規格道路ネットワークのあり方中間とりまとめ 等について

3. 閉会

北海道幹線道路協議会幹事会 名簿

○北海道開発局 建設部	道路計画課長
北海道開発局 建設部	道路企画官
北海道開発局 建設部	道路調査官
北海道開発局 事業振興部	都市住宅課長
北海道開発局 建設部	地方整備課長
北海道 建設部 土木局	道路課長
北海道 建設部 土木局	高速道・市町村道担当課長
北海道 建設部 まちづくり局	都市計画課長
北海道 建設部 まちづくり局	都市環境課長
札幌市 まちづくり政策局	総合交通計画部長
札幌市 建設局	土木部長
東日本高速道路（株）北海道支社	調査役

※○：幹事長

北海道幹線道路協議会規約

施行 昭和59年11月6日
改正 平成4年8月3日
改正 平成13年1月6日
改正 平成30年8月2日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「北海道幹線道路協議会」(以下本会と称する)と称する。

(目的)

第2条 本会は、北海道における道路整備の計画及び実施について総合的な調整、並びに技術的課題の調査研究等を行い、北海道の道路整備の効果的な推進に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本目的に関係ある官公署等をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 道路整備の計画及び実施の相互調整を行うこと。
- (2) 技術的課題について、調査研究を行うこと。
- (3) 道路整備の計画及び実施並びに調査研究に関し、総合的な提言を行うこと。
- (4) 道路整備に関し、一般への啓蒙宣伝を行うこと。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められる事項。

第2章 構成

(構成)

第5条 本会は、協議会より構成する。

(協議会)

第6条 協議会は、以下より構成する。

- (1) 会長は、北海道開発局建設部長とし、本会を代表するとともに会務を総括する。
- (2) 幹事長は、北海道開発局建設部道路計画課長とする。
- (3) 協議会は、会長がこれを招集する。また、会長は必要に応じ幹事長の出席を求めることができる。
- (4) 幹事会は、幹事長がこれを招集する。
- (5) 委員・幹事については、別紙に定める通りとするが、必要に応じ他の関係者の出席を求めることができる。
- (6) 会長は、本会の会務に関し必要に応じ、学識経験を有する者等で構成される機関を設け、意見を聞くことができる。

(地区協議会 第7条は削除)

(分科会 第8条は削除)

(事務局)

第8条 事務局は、会議の円滑なる運営にあたりとともに議事録を整理する。

- (1) 協議会の事務局は、北海道開発局建設部道路計画課におく。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って定める。